

「熊本県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例(案)」に関するご意見の概要と県の考え方

(別紙)

No	項目	ご意見の概要	県の考え方	取扱い
1	2 定義	<p>「手話言語の普及」の定義について、手話が言語の一つであることの認識の普及だけではなく、手話そのものを普及するよう文言を書き換える必要があるのではないか。</p>	<p>条例案では、手話が言語であることの普及や手話をはじめとした様々な意思疎通手段(点字や要約筆記等)の利用促進に関する条文について、一体的に規定しています。</p> <p>このことから、手話についても、その他の障がい特性に応じた意思疎通手段と同様に広く普及させ、利用促進につなげていくこととしています。</p>	補足
2	4 責務及び役割 (障害者等の役割)	<p>「障害者等」とはどこまでを指し示しているのか。</p>	<p>条例案では、「障害者、障害者関係団体及び支援者」を「障害者等」と言い換えています。</p>	補足
3	5 施策の策定及び推進	<p>条例案が「手話言語の普及」と「障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進」の2つの柱から成り立っていることを考えると、熊本県障害者施策推進審議会と別に手話言語についての有識者の意見も聴くことが必要ではないか。</p>	<p>条例案では、「手話言語の普及」と「障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進」に関する基本的な施策について、熊本県障害者施策推進審議会の意見を聴くこととしています。</p> <p>また、有識者の意見については、当審議会に先行して行う障害者関係団体との情報・意見交換の場で必要に応じて伺うこととしています。</p>	補足
4	6 施策の基本的事項 (啓発及び学習の機会の確保)	<p>声帯を摘出し、生の声を喪失した障がい者は意思疎通手段として、第2の発声法を習得し、社会復帰している。この発声法の促進を図ることも共生社会の実現になると思う。</p>	<p>条例案では、障がい者が他者との意思疎通を図るための様々な手段の一つとして代用音声(喉頭摘出等により使用するもの)についても利用の促進を図ることとしています。</p>	補足
5	6 施策の基本的事項 (学校等の設置者の取組)	<p>手話のみならず、点字も子どもの頃から教育を実施することが共生社会の実現になると思う。</p>	<p>条例案では、「学校等の設置者の取組」において、手話や点字等、障害の特性に応じた意思疎通手段に対する児童等の理解の促進に努めることを規定しています。</p>	補足

「熊本県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例(案)」に関するご意見の概要と県の考え方

(別紙)

No	項目	ご意見の概要	県の考え方	取扱い
6	6 施策の基本的事項 (学校等の設置者の取組)	<p>手話が必要な児童に対して手話を獲得する環境、例えば授業に手話言語の科目を設けるような環境整備も可能にする書き方が必要ではないか。</p> <p>また、「教職員の意思疎通手段に関する知識や技能向上のために必要な措置を講じる」とあるが、例えば、熊本聾学校に配置された教職員が手話を学習する環境が制度化されていないため、そのような制度につながるような条例にしてほしい。</p>	<p>児童生徒の学習内容については文部科学省が作成する学習指導要領で規定されているため、本条例において手話の習得を目的とした科目などを設けることは困難ですが、手話を必要とする児童生徒等に手話を使用した授業を行うことで、習得にもつながるものと考えています。なお、様々な機会を捉えて障がい特性に応じた意思疎通手段を学習することは重要と考えており、条例案では、県の取組として、障がい特性に応じた意思疎通手段に関する学習の機会の確保について規定しています。</p> <p>また、「教職員の意思疎通手段に関する知識や技能向上」のための取組として、県立熊本聾学校では、聴覚障がい教育に係る職員の専門性向上を目的として、新転任者を対象とした研修や手話講座を実施しています。 今後も、本条例に基づき、研修等の充実に向けて検討して参ります。</p>	補足
7	6 施策の基本的事項 (学校等の設置者の取組)	<p>学校で10代、20代のろう者と関わる機会を設けると聴覚障害を身近に感じられるのではないか。</p>	<p>障がいのある児童生徒等と障がいのない児童生徒等の相互理解を深め、共に尊重し合いながら協働して生活していく力を育むため、交流及び共同学習の継続・充実が非常に重要なことであると考えています。</p> <p>現在、県立熊本聾学校では、近隣の学校等と見学旅行等の行事やクラブ活動等を共にしながら、手話や筆談等をおして相互理解を図る取組を実践しています。</p> <p>ご意見は、今後の取組を充実させるための参考とさせていただきます。</p>	参考

「熊本県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例(案)」に関するご意見の概要と県の考え方

(別紙)

No	項目	ご意見の概要	県の考え方	取扱い
8	6 施策の基本的事項 (啓発及び学習の機会の確保)	聴覚障害は目に見えない障害であるため日常の中で意識されにくい。夕方のテレビで特集してもらえると、普段興味のない人に対しても普及させることができ良いと思う。	条例案では、手話をはじめとした障がい者の意思疎通手段の利用促進や普及啓発について規定しています。手話が言語として広く県民に認知され、障がい者の意思疎通手段への理解が進むよう、様々な広報媒体等を活用し、関係機関と連携しながら普及啓発に取り組んで参ります。	参考
9	その他	東京にはろう者が働くカフェがあり、ろう者と直接関わってお話を楽しんだりしていた。熊本にもそのようなカフェがあったら行きたい。		参考
10	その他	今回の意見募集について、手話を言語として認識するのであれば、手話版があるべきではないか。	条例案の策定に当たっては、熊本県ろう者福祉協会とも協議を重ね内容の検討を行ってきたところです。当該条例が、手話は日本語と同様に言語であることを広く普及するための条例であることを踏まえると、音声版や点字版とともに、手話版の作成も行うべきであったと考えています。 なお、条例の普及啓発に当たっては、手話版の作成を含む、障がいの特性に配慮した方法により広く周知して参ります。	参考